

商工

次のような方への支援事業をまとめました。

- ◆商工業をされている方
- ◆事業拡大、新たな事業展開を考えている方
- ◆三次市内への進出、移転、工場新設などを検討中の方 など

☆ 三次市HP 関連ページURL ☆

- ・がんばる産業の支援（補助金）関すること

<https://www.city.miyoshi.hiroshima.jp/site/shinsei/1534.html>

- ・中小企業者の支援（融資等）関すること

<https://www.city.miyoshi.hiroshima.jp/site/shinsei/1533.html>

- ・女性活躍推進プラットフォーム アシスタ lab.

<https://www.city.miyoshi.hiroshima.jp/soshiki/9/1362.html>

| | |
|-------|---|
| 名 称 | チャレンジショップ運営支援事業補助金（要綱期限：令和8年度まで） |
| 概 要 | 商店街団体などが行うチャレンジショップの運営を支援します。 |
| 対 象 | 法人格を有する商店街振興組合，事業協同組合， 三次商工会議所および三次広域商工会 |
| 内 容 | チャレンジショップの運営などに係る経費（1チャレンジショップ当たり上限100万円）を補助します。 |
| 申 請 法 | 窓口で直接手続きをしてください。 |
| 担 当 | 商工観光課 商工労働・企業誘致係（電話 0824-62-6171）（FAX 0824-64-0172） |

| | |
|-------|---|
| 名 称 | 商店街活性化支援事業補助金（要綱期限：令和8年度まで） |
| 概 要 | 商店街団体などが実施するイベントや情報発信を支援します。 |
| 対 象 | 法人格を有する商店街振興組合，事業協同組合，任意の既設商店街など |
| 内 容 | イベント実施，情報発信などに要する経費の2分の1以内（上限30万円）を補助します。 |
| 申 請 法 | 窓口で直接手続きをしてください。 |
| 担 当 | 商工観光課 商工労働・企業誘致係（電話 0824-62-6171）（FAX 0824-64-0172） |

| | |
|-------|---|
| 名 称 | 三次ブランド販路拡大支援事業補助金（要綱期限：令和8年度まで） |
| 概 要 | 中小企業者等が主体となって開発した新製品や主力商品の販路拡大及び市場開拓を支援します。 |
| 対 象 | 中小企業者など |
| 内 容 | 新製品や主力製品の販路拡大のために行う産業見本市などへ出品する経費（小間料，備品借上料，製品運搬料），販路拡大のために行うインターネット環境整備に係る経費，既存商品のパッケージリニューアルの経費の2分の1以内（上限25万円）を補助します。 |
| 申 請 法 | 窓口で直接手続きをしてください。 |
| 担 当 | 商工観光課 商工労働・企業誘致係（電話 0824-62-6171）（FAX 0824-64-0172） |

| | |
|-------|---|
| 名 称 | 事業承継支援事業補助金（要綱期限：令和8年度まで） |
| 概 要 | 事業承継のために行うインターネット環境整備や，広告宣伝，後継者が行う事務所などの増改築等施設整備に要する費用を補助します。 |
| 対 象 | 事業の承継を行う先代経営者または後継者 （商工会議所または広域商工会で事業継承のための支援を受けている方） |
| 内 容 | インターネット環境整備に係る経費，広告宣伝費，増改築等施設整備費用の2分の1以内（上限100万円），相談会等開催は1補助対象者当たり10万円を補助します。 |
| 申 請 法 | 窓口で直接手続きをしてください。 |
| 担 当 | 商工観光課 商工労働・企業誘致係（電話 0824-62-6171）（FAX 0824-64-0172） |

| | |
|-------|---|
| 名 称 | 住宅リフォーム支援事業補助金（要綱期限：令和8年度まで） |
| 概 要 | 自己の居住用住宅を，市内の建築業者を利用してリフォームした場合に，工事費用の一部を支援します。 |
| 対 象 | 市内に居住し，住民基本台帳に記載されている方 |
| 内 容 | 建物本体の増改築，修繕，模様替えなどの工事に要する経費の10分の1以内（10万円まで）を補助します。 |
| 申 請 法 | 郵送してください。※申請期間があります |
| 担 当 | 商工観光課 商工労働・企業誘致係（電話 0824-62-6171）（FAX 0824-64-0172） |

| | |
|-------|---|
| 名 称 | 小規模事業者経営改善資金利子補給金（要綱期限：令和8年度まで） |
| 概 要 | 日本政策金融公庫の小規模事業者経営改善資金（マル経融資）を利用した場合に，支払利子の一部を補給します。 |
| 対 象 | 市内に事業所を有し，日本政策金融公庫の小規模事業者経営改善資金（マル経融資）の融資を受けた方 |
| 内 容 | 利息支払開始月から1年間（12回目まで）の支払利子の全額（上限20万円）を補給します。 |
| 申 請 法 | 窓口で直接手続きをしてください。 |
| 担 当 | 商工観光課 商工労働・企業誘致係（電話 0824-62-6171）（FAX 0824-64-0172） |

| | |
|-------|---|
| 名 称 | 中小企業信用保証料補助金（要綱期限：令和8年度まで） |
| 概 要 | 創業および経営革新を目的として，信用保証協会の保証により融資を受けた場合に，保証協会に支払った信用保証料を支援します。 |
| 対 象 | 中小企業者，新規創業者 |
| 内 容 | 支払った信用保証料の全額（経営革新の場合は2分の1）を50万円まで補助します。 |
| 申 請 法 | 窓口で直接手続きをしてください。 |
| 担 当 | 商工観光課 商工労働・企業誘致係（電話 0824-62-6171）（FAX 0824-64-0172） |

| | |
|-------|---|
| 名 称 | 人材確保支援事業補助金（要綱期限：令和8年度まで） |
| 概 要 | 就職相談会等への参加や就職情報サイトに掲載する企業または学生のインターンシップの受入れに必要な経費または，人材確保のためのデジタル技術やITツールの導入に係る経費の一部を支援します。 |
| 対 象 | 中小企業者または三次市雇用労働対策協議会会員企業 |
| 内 容 | 補助対象経費の2分の1以内（1補助対象者上限20万円） |
| 申 請 法 | 窓口で直接手続きをしてください。 |
| 担 当 | 商工観光課 商工労働・企業誘致係（電話0824-62-6171）（FAX 0824-64-0172） |

| | |
|-----|---|
| 名称 | 新規開業支援事業補助金（要綱期限：令和8年度まで） |
| 概要 | 新規出店，新規開業時（新規開業日から90日以内）に行う広告宣伝を支援します。 |
| 対象 | 中小企業者，新規創業者 |
| 内容 | 宣伝広告（チラシ印刷，新聞折込広告掲載など）に要する経費の2分の1以内（20万円まで）を補助します。 |
| 申請法 | 窓口で直接手続きをしてください。 |
| 担当 | 商工観光課 商工労働・企業誘致係（電話 0824-62-6171）（FAX 0824-64-0172） |

| | |
|-----|--|
| 名称 | 空店舗出店支援事業補助金（要綱期限：令和8年度まで） |
| 概要 | 市内にある空店舗への賃借による新たな出店を支援します。 |
| 対象 | 中小企業者，新規創業者 （三次商工会議所または三次広域商工会の経営指導を受けている方） |
| 内容 | 店舗の改修などに要する経費の2分の1以内および賃料の月額2分の1以内（月額5万円まで）を補助します。（店舗の改修などの経費と賃料とを合わせて上限100万円） |
| 申請法 | 窓口で直接手続きをしてください。 |
| 担当 | 商工観光課 商工労働・企業誘致係（電話 0824-62-6171）（FAX 0824-64-0172） |

| | |
|-----|---|
| 名称 | 起業支援事業補助金（要綱期限：令和8年度まで） |
| 概要 | 市内で新たに起業する方に対し支援します。 |
| 対象 | 市内在住（20歳以上69歳以下）の新規起業者 （三次商工会議所または三次広域商工会の経営指導を受けている方） |
| 内容 | 施設整備など費用の2分の1以内（上限100万円）を補助します。 |
| 申請法 | 窓口で直接手続きをしてください。 |
| 担当 | 商工観光課 商工労働・企業誘致係（電話 0824-62-6171）（FAX 0824-64-0172） |

| | |
|-----|---|
| 名称 | 女性活躍推進プラットフォーム アシスタ lab. |
| 概要 | 子育て中の母親や家庭と仕事の両立を模索する女性など，三次で「何かしたい」「自分らしさを生かしたい」と考える女性たちを応援する拠点です。 |
| 対象 | 三次市内在住，三次市内に勤務・通学されている女性，及び三次市にU・I・Jターンを予定している女性で，起業・就業を希望する方 |
| 内容 | 起業・就業に向けた会員登録制の活動スペースを提供するほか，個別相談会やセミナーを開催します。 |
| 申請法 | アシスタ lab.窓口で直接会員登録をしてください。また，セミナー・講座については，申込方法をご確認のうえ，お申し込みください。 |
| 担当 | 共生社会推進課 共生社会推進係 （電話 0824-62-6242）（FAX 0824-62-6235） |

| | |
|------|--|
| 名称 | クラウドファンディング活用支援事業補助金（要綱期限：令和8年度まで） |
| 概要 | クラウドファンディングを活用した資金調達により，創業や新事業展開等を図る事業者を応援します。 |
| 対象 | 市内で新たに創業しようとする方やすでに市内で事業を営んでいる方 |
| 内容 | クラウドファンディングの利用に要した手数料，資金調達に当たり要した事業に関する資料の作成費やウェブサイトへの掲載費。補助上限額20万円。 |
| 申請方法 | 窓口で直接手続きしてください。 |
| 担当 | 商工観光課 商工労働・企業誘致係（電話 0824-62-6171）（FAX 0824-64-0172） |

| | |
|------|--|
| 名称 | 工場等設置奨励金 |
| 概要 | 市内へ進出・移転し，工場を新設・増設する企業に対し，奨励金を支給します。 |
| 対象 | ①工場などを新設または増設する場合の投下固定資産総額1億円以上 ②新規雇用常用労働者が5人以上で，原則その水準を維持する企業 ※ただし増設する場合は5年間，雇用を維持することを条件とする。 |
| 内容 | 固定資産税など相当額を5年間助成します。 |
| 申請方法 | 窓口で直接手続きをしてください。 |
| 担当 | 商工観光課 商工労働・企業誘致係（電話 0824-62-6621）（FAX 0824-64-0172） |

| | |
|------|--|
| 名称 | オフィス・ビジネス系事業所設置奨励金（要綱期限：令和7年度まで） |
| 概要 | 情報サービス業，インターネット付随サービス業，またはコールセンター業に係る事業所を市内に設ける場合，賃借料と通信回線使用料の経費に対して支援します。さらに，新規に雇用する労働者が，規定の人数以上である企業に対し，奨励金を支給します。 |
| 対象 | ・情報サービス業，インターネット付随サービス業は，3人以上の雇用がある企業 ・コールセンター業は，10人以上の雇用がある企業 |
| 内容 | ①賃借料と通信回線使用料を合わせた50%（年間上限500万円）を，5年間を助成します。 ※同額を広島県も助成（別途，広島県に対して「広島県地域活力創出型オフィス誘致促進助成」の申請が必要） ②操業開始後3年以内に1年以上雇用されている，市内に住所を有する新規雇用常用労働者1人当たり100万円を助成します。 |
| 申請方法 | 窓口で直接手続きをしてください。 |
| 担当 | 商工観光課 商工労働・企業誘致係（電話 0824-62-6621）（FAX 0824-64-0172） |

| | |
|------|---|
| 名称 | 雇用奨励金 |
| 概要 | 工場などの新設または増設に伴い，新規に雇用する労働者が5人以上である企業に対し，奨励金を支給します。 |
| 対象 | 工場等設置奨励金の要件を満たす事業者で，新規雇用常用労働者に市内居住者が含まれている企業 |
| 内容 | 操業開始後3年以内に1年以上雇用されている，市内に住所を有する新規雇用常用労働者1人当たり100万円を助成します。 |
| 申請方法 | 窓口で直接手続きをしてください。 |
| 担当 | 商工観光課 商工労働・企業誘致係（電話 0824-62-6621）（FAX 0824-64-0172） |

| | |
|-------|---|
| 名 称 | 土地造成奨励金 |
| 概 要 | 工場などの新設または増設に伴い、土地を造成する企業に対し、土地造成に要する経費の一部を支援します。 |
| 対 象 | ①既に市内に工場等を有する企業 ②工場等設置奨励金の要件に該当 ③造成面積 5,000㎡以上かつ工場等の床面積 500㎡以上 ④造成完了後3年以内に操業 |
| 内 容 | 土地造成費の50%を助成します。(上限3,000万円) |
| 申 請 法 | 窓口で直接手続きをしてください。 |
| 担 当 | 商工観光課 商工労働・企業誘致係(電話 0824-62-6621)(FAX 0824-64-0172) |

| | |
|-------|--|
| 名 称 | 土地取得奨励金 |
| 概 要 | 四拾貫産業用地に進出・移転する企業に対し、土地取得に要する経費の一部を支援します。 |
| 対 象 | 四拾貫産業用地の場合、下記のすべてが該当する企業 <ul style="list-style-type: none"> ・工場等設置奨励金の要件に該当 ・四拾貫産業用地の1ha以上の土地を適正価格で取得 ・土地取得後2年以内に操業 |
| 内 容 | 土地取得代金額の20%を助成します。(上限1億円) |
| 申 請 法 | 窓口で直接手続きをしてください。 |
| 担 当 | 商工観光課 商工労働・企業誘致係(電話 0824-62-6621)(FAX 0824-64-0172) |

| | |
|-------|---|
| 名 称 | 水道助成金 |
| 概 要 | 三次工業団地へ進出・移転する企業に対し、水道料金の一部を支援します。 |
| 対 象 | 次のすべての要件をみたす企業 <ul style="list-style-type: none"> ①工場などを新設、増設額5億円以上 ②新規雇用常用労働者5人以上 ③使用水量が毎月1,000立方メートル以上 |
| 内 容 | 水道料金の2分の1を10年間(年間1,500万円まで)助成します。 |
| 申 請 法 | 窓口で直接手続きをしてください。 |
| 担 当 | 商工観光課 商工労働・企業誘致係(電話 0824-62-6621)(FAX 0824-64-0172) |

| | |
|-------|--|
| 名 称 | 外部人材活用支援事業補助金 |
| 概 要 | 市内で事業を行う中小企業者が、生産性向上や経営課題等の解決に向けて、外部人材の活用を通じて新たな取組を行う際に要する経費の一部を助成します。 |
| 対 象 | 市内に主たる事業所を有する中小企業者 |
| 内 容 | 補助対象経費（外部人材に支払う委託料，登録人材紹介会社等へ支払う委託料・手数料等）の2分の1以内 |
| 申 請 法 | 窓口で直接手続きをしてください。 |
| 担 当 | 商工観光課 商工労働・企業誘致係（電話 0824-62-6171）（FAX 0824-64-0172） |

| | |
|-------|--|
| 名 称 | 多様な人材確保支援事業補助金 |
| 概 要 | 市内の中小企業及び三次市雇用労働対策協議会会員企業が外国人材を受け入れる際、その受け入れ経費の一部を助成します。 |
| 対 象 | <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業基本法第2条に規定する中小企業者 ・三次市雇用労働対策協議会会員企業 |
| 内 容 | 外国人材（技能実習の区分が第1号の者）1人につき10万円とし、1補助対象者当たり外国人材2人分まで |
| 申 請 法 | 窓口で直接手続きをしてください。 |
| 担 当 | 商工観光課 商工労働・企業誘致係（電話 0824-62-6171）（FAX 0824-64-0172） |